

栃木県公報

令和 3 (2021)年 6月23日(水) 号 外 第 38 号

目 次

条 例

○栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の制定	3
○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	4
○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	4
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定	5
○栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	5
○栃木県県税条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○栃木県県営住宅条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の制定(栃木県条例第42号)

- 1 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画(以下 「市町村計画」という。)に記載された産業振興促進区域内における県税の課税免除に関し必要な事項を定 めることとしました。(第1条関係)
- 2 製造業等を行う者に対する県税の課税免除

産業振興促進区域内において市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業等の用に供する設備で一定のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等をした者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができることとしました。(第2条関係)

(1) 事業税

法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業年度の確定申告納付に係る法定納期限の属する年度以降3箇年度以内に確定申告納付に係る法定納期限が到来する最後の事業年度までの各事業年度分、個人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年の各年分についての所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして計算した額に対する課税

(2) 不動産取得税

特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対する課税

(3) 固定資産税

特別償却設備である機械及び装置について、当該機械及び装置に対し最初に市町村が固定資産税を課することとなった年度以降3箇年度以内において県が行う課税

3 畜産業又は水産業を行う個人に対する事業税の課税免除

産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人で一定のものに対して課する事業税について、 課税免除をした最初の年度以降5箇年度に限り、当該事業税の課税を免除することができることとしました。 (第3条関係)

4 申請

2及び3の県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならないこととしました。(第4条関係)

- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和3(2021)年4月1日から適用することとしました。
 - (2) 旧栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効に伴う所要の措置を規定することとしました。
 - (3) この条例は、令和13(2031)年3月31日限り、その効力を失うこととしました。
- ◇婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第43号)
- 1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し電磁的記録により行うことができることとするため、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の全部を改正することとしました。

(2)

- 2 この条例は、令和3 (2021) 年7月1日から施行することとしました。
- ◇保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第44号)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症の 予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、保護施設等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 救護施設等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条及び第6条関係)
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
 - (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
- 2 救護施設等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条及び第6条関係)
- 3 この条例は、令和3 (2021) 年8月1日から施行することとしました。
- ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例 第45号)
- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、 信号機に関する基準を改めるため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基 準を定める条例の全部を改正することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第 46号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正 することとしました。

- 1 栃木県手数料条例関係
 - (1) 医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料等を新設することとしました。
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)
- 2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係
 - (1) 地域連携薬局の認定申請の受理等に係る事務等を新たに宇都宮市が処理することとしました。
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第2関係)
- 3 施行期日

この条例は、一部を除き、令和3(2021)年8月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正(栃木県条例第47号)

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 特定卸供給事業に対して法人事業税を課することとしました。(第54条及び第56条関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇栃木県県営住宅条例の一部改正 (栃木県条例第48号)
- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域内の県営住宅(改良住宅を除く。)に係る入居者資格の特例を規定することとしました。(附則第6項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 「栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例
- 1) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 三、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例
- 五 栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改

正する条例

- 六 栃木県県税条例の一部を牧正する条例
- 令和三年六月二十三日七 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例

(顧加)

必要な事頃を定めるものとする。する産業振興促進区域」という。)内における県税の課税免除に関しする産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。)内における県税の課税免除に関し以下「法」という。)第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定第一条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号。

(製造業等を行う者に対する県税の課税免除)

- できる。う。)をした者に対し、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める課税を免除することが引得却設備(以下「特別償却設備」という。)の同号イに規定する取得等(以下「取得等」とい三年総務省令第三十一号。以下この条において「省令」という。)第一条第一号イに規定する特二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和第二条 知事は、産業振興促進区域内において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第
 - 課税 税標準額となるものをいう。)のうち、省令第二条に定めるところにより計算した額に対するの用に供した日の属する年以降三箇年の各年分についての所得金額又は収入金額(事業税の課定納期限が到来する最後の事業年度までの各事業年度分、個人にあっては特別償却設備を事業年度の確定申告納付に係る法定納期限の属する年度以降三箇年度以内に確定申告納付に係る法事業税 法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業
 - 手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対する課税では、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着規定による公示の日(以下「公示日」という。)以後の取得に限り、かつ、土地の取得につい二 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(法第二条第二項の
 - **東以降三箇年東以内において県が行う課院る。)について、当該機械及び装置に対し最初に市町村が固定資産税を課することとなった年三 固定資産税 特別償却設備である機械及び装置(公示日以後において取得したものに限**

(畜産業又は水産業を行う個人に対する事業税の課税免除)

- 課税を免除することができる。働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対し、これらの事業に係る事業税のの親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労第三条 知事は、産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居
- (課税免除の申請)る事業税について、課税免除をした最初の年度以降五箇年度に限り行うものとする。3 前項の規定による課税免除は、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課す

事に申請しなければならない。 第四条 前二条の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

室 三

(福仁型口)

ここの条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(不動産取得税に係る課税免除の特例)

の規定の適用については、当分の間、同号中「法第二条第二項」とあるのは、「旧過疎地域自立館業(下宿営業を除く。)の用に供するものに限る。)の取得等をした者に対する第二条第二号う。)のうち産業振興促進区域内において、特別償却設備(製造業、農林水産物等販売業又は旅以下「旧条例」という。)第一条に規定する過疎地域であった区域(以下「旧過疎地域」といり 旧栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第三十三号。

促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項」とする。

(旧過疎地域内における設備の新設等に係る県税の課税免除)

- るものに限る。) を免除することができる。新設し、又は増設した者に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税(同条各号に定め3 知事は、旧過疎地域内において、旧条例第二条に規定する設備を令和三年三月三十一日以前に
- 請しなければならない。4 前項の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申

(この条例の失効)

ら この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(稅務課)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の全部を改正する。 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年栃木県条例第四十九号)

(离)加)

る。人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとす人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとす条第一項の規定に基づき、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦第一条、この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五

(設備及び運営に関する基準)

に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)(同令の改正第二条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第四条に定めるものを除くほか、

(人権への配慮等)

の運営を行わなければならない。第三条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、そ

(炼御床莊鄉)

- 密を漏らしてはならない。 第四条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘
- 家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

室 宝

この条例は、今和三年七月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

萨木県 条 例 第 四 十 四 中

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

を改正する。保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十号)の全部

(顧加)

の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。保護施設及び事業授産施設(同法第二条第二項第七号に規定する授産施設をいう。以下同じ。)九条第一項及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、第一条 この条例は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第三十

(海羅)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(救護施設等の設備及び運営に関する基準)

経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)(同令の改正に係る及び運営に関する基準は、沈条に定めるものを除くほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿第三条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)の設備

(非常災害対策)

- 的な計画を策定しなければならない。及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境**第四条** 救護施設等は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備
- なければならない。 びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者等に周知しる 救護施設等は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並
- なければならない。 3 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わ
- トばならない。 4 救護施設等は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけ
- い。ら 救護施設等は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならな

(医療保護施設の設備及び運営に関する基準)

する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。第五条 医療保護施設は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他医療に関する法令に規定

(事業授産施設の設備及び運営に関する基準)

く。) に限る。) の例による。 に係るもの (被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合に係るものを除第大条 事業授産施設の設備及び運営に関する基準は、第三条及び第四条に定める基準(授産施設

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

会 記

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(保健福祉課)

梳木県条例第四十五号

十四年栃木県条例第五十八号)の全部を改正する。高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(平成二高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

(瀬加)

な信号機等に関する基準を定めるものとする。九十一号。以下「法」という。) 第三十六条第二項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第

(浜業)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(信号機等に関する基準)

号)(同規則の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成十八年国家公安委員会規則第二十八第三条 移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑

(公安委員会規訓への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

医 三

この条例は、公布の日から施行する。

(警察本部交通規制課)

栃木県条例第四十六号

正する条例版大県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改

(栃木県手数料条例の一部改正)

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第一条 栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

[表第一 (第二条、第二 改 丁	条、第五条関係)		別表第一	(無二条、	寒川	《 (株) (株) (株) <th></th>	
	④ 智		14	崧		④	0
一~百八十一 略			1~恒:	<十 §	包	I	
る登のす金質 医改二規条法の有療 正条政 る 令施す 律確効機れ が 定十と 項百三の二の六 の 部関 安品 品人の 法の 有機 後の 今政の行る 等保 性器 るでに 二いに 九 の三の 項十令をす金質 品 十 動の 法の 有機 後のに 二 施保 性器 の 抗 の 等及 等 医きょ 条 うお十十の 項、 三 和 改る 性、 居 一 年 確 効 機 を の に 二 備保 性器 の 規 第 令 整に 法 の 等 及 等 医 きょ 条 うお十十の 項、 三 和 改る 性、 医 一 は 確 効 の 規 基 項 行等 及 等 医 定一 の 備 件 律 一 に びの 薬 る り 第 。 い 三 八 項、 百 号 元 正 法 の 有 療 の 報 解 に 号 今 等 う の 部 関 安 品 こ 行 九 (て の の 、 百 八 。 年 寸 律 確 効 機 三 に 一 十 等 及 等 薬に く 三 第 関 安 品 品 よ (和 に 関 一 を す 全 質 。 と う 項 附 「 十 項 百 八 十 以 法 る 等 保 性 器 対 項 三 に び の 品 よ 法 号 八 す 全 質 、 る 第 三 関 係 部 改 る 性 、 医 と こ の 則 法 九 及 九 十 五 下 律 法 の 等 及 等 医 す の の 正 法 の 有 療 さ と え 規 第 「 の び 十 五 下 年 法 の り 要 及 等 医 す の の 正 法 の 日 が 向 直 を 接 を ま と と と に の 別 は 九 及 九 十 五 下 年 法 の を 乗 医 す の の 正 法 の 日 が 前 を さ と 知 第 「 の び 十 五) に 第 第 一 に び の 薬	田 <u>ब</u> 録を程 七ろのの造 の行の化 日番登み工 二申うう 推田査録を程薬 万請製ち の行の部 方に造保の 二申う分 千亿造保の 二申う分 千条所管製 万請製 日本 30 大に 1 日本 30 日本	る <u>のの</u> の へに 宣保の もののの 審 登 み 工 千 係 所 管 製 百 審 登 み					

<u>--</u> 医薬品に係る製

造工程の区分ごと

の適合性調査
次

百八十二~百八十五 略

百八十五の二 法附 則第十二条第十一 項の規定により行 うことができるこ ととされる医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律等の一 部を改正する法律 の一部の施行に伴 う関係政令の整備 等に関する政令第 一条の規定による 改正後の医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関 する法律施行令第 八十条第二項第七 号の規定に基づく 法第二条の規定に よる改正後の医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第十四 条の二第二項の適 合性調査

百八十二~百八十五 略

に掲げる場合の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 イ 無菌医薬品の 無菌原薬の製造 を行う場合(ス 及びルに掲げる 場合を除く。) 十五万三十二 百円、三十五百 円に申請する品 目の数を乗じて 得た額及び一万 円に申請する製 造販売業者の数 を乗じて得た額 の合計額 ロ 最終滅菌法に より、無菌医薬 品の無菌製剤の 製造を行う場合 (ヌ及びルに掲 げる場合を除 <u>~。)</u> <u>十</u>相比 三三十二百円、三 **千五百円に申請** する品目の数を 乗じて得た額及 び一万円に申請 する製造販売業 者の数を乗じて 得た額の合計額 無菌操作法に より、無菌医薬 品の無菌製剤の 製造を行う場合 (ヌ及びルに掲 げる場合を除 <u>~。)</u> <u>十</u>用比 三十二百円、三 千五百円に申請 する品目の数を 乗じて得た額及 び一万円に申請 する製造販売業 者の数を乗じて 得た額の合計額 三 無菌医薬品以 外の医薬品の原

薬(ホに掲げる		
医薬品を除		
√。) の製造を		
行う場合(ヌ及		
びルに掲げる場		
<u> </u>		
十万千四百円、		
二千円に申請す		
る品目の数を乗		
じて得た額及び		
一万円に申請す		
る製造販売業者		
の数を乗じて得		
た額の合計額		
卡 無菌医薬品以		
外の医薬品の原		
薬(生薬を原料		
とする医薬品に		
限る。)の製造		
を行う場合(ヌ		
及びルに掲げる		
場合を除く。)		
十万千四百		
氏、11十日7年		
請する品目の数		
を乗じて得た額		
及び一万円に申		
請する製造販売		
業者の数を乗じ		
て得た額の合計		
麹		
√ 無圏医薬品		
外の医薬品の生		
薬製剤の製造を		
行う場合(ヌ及		
びルに掲げる場		
<u> </u>		
十万十四百円、		
二千円に申請す		
る品目の数を乗		
じて得た額及び		
一万円に申請す		
る製造販売業者		
の数を乗じて得		
た額の合計額		
<u>ト 無菌医薬品以 </u>		
外の医薬品の固		
形製剤の製造を		
行う場合(ヌ及		
びルに掲げる場		
<u> ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</u>		
十万千四百円、		
11千円に申請す		
る品目の数を乗		
************************************	1 1	1 1

(9)

じて得た額及び 一万円に申請す る製造販売業者 の数を乗じて得 た額の合計額 **一 無菌医薬品以** 外の医薬品の半 固形製剤の製造 を行う場合(ス 及びルに掲げる 場合を除く。) 十万千四百 円、11千円に申 請する品目の数 を乗じて得た額 及び一万円に申 請する製造販売 業者の数を乗じ て得た額の合計 外の医薬品の液 剤の製造を行う 場合(ヌ及びル に掲げる場合を 孫人。) 十石 十回百円、11十 円に申請する品 目の数を乗じて 得た額及び一万 円に申請する製 造販売業者の数 を乗じて得た額 の合計額 ヌ 医薬品の製造 工程のうち包装 等のみを行う場 合(ルに掲げる 場合を除く。) 五万三百円、 大百円に申請す る品目の数を乗 じて得た額及び 一万円に申請す る製造販売業者 の数を乗じて得 た額の合計額 ル 医薬品の製造 工程のうち保管 のみを行う場合 (医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関

する法律第十三 条の二の二第一 項の規定により 登録を受けた製 造所(以下「登 録製造所」とい う。)が行う場 合に限る。) 五万三百円、六 百円に申請する 品目の数を乗じ て得た額及び一 万円に申請する 製造販売業者の 数を乗じて得た 額の合計額 20 医薬部外品に係 る製造工程の区分 ごとの適合性調査 次に掲げる場合 の区分に応じ、そ れぞれ次に定める 金額 ✓ 無菌医薬部外 品の無菌原薬の 製造を行う場合 (ヌ及びルに掲 げる場合を除 <u>~。)</u> <u>十</u>用比 三千二百円、三 **千五百円に申請** する品目の数を 乗じて得た額及 び一万円に申請 する製造販売業 者の数を乗じて 得た額の合計額 ロ 最終滅菌法に より、無菌医薬 部外品の無菌製 剤の製造を行う 場合(ヌ及びル に掲げる場合を 孫へ。) 十世 万三千二百円、 三千五百円に申 請する品目の数 を乗じて得た額 及び一万円に申 請する製造販売 業者の数を乗じ て得た額の合計 額 ハ 無菌操作法に

より、無菌医薬 部外品の無菌製 剤の製造を行う 場合(ヌ及びル に掲げる場合を 孫へ。) 十月 万三千二百円、 三千五百円に申 請する品目の数 を乗じて得た額 及び一万円に申 請する製造販売 業者の数を乗じ て得た額の合計 二 無菌医薬部外 品以外の医薬部 外品の原薬(ホ に掲げる医薬部 外品を除く。) の製造を行う場 合(ヌ及びルに 掲げる場合を除 四百円、二十円 に申請する品目 の数を乗じて得 た額及び一万円 に申請する製造 販売業者の数を 乗じて得た額の 合計額 卡 無菌医薬部外 品以外の医薬部 外品の原薬(生 薬を原料とする 医薬部外品に限 る。)の製造を 行う場合(ヌ及 びルに掲げる場 合を除く。) 十万千四百円、 二千円に申請す る品目の数を乗 じて得た額及び 一万円に申請す る製造販売業者 の数を乗じて得 た額の合計額 〈 無菌医薬部外 品以外の医薬部 外品の生薬製剤 の製造を行う場 合(ヌ及びルに

- 合用会会

合計額

百八十五の三 法附 項の規定により行 うことができるこ ととされる医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律等の一 部を改正する法律 の一部の裾行に伴 う関係政令の整備 等に関する政令第 一条の規定による 改正後の医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関 する法律施行令第 八十条第二項第七 号の規定に基づく 法第二条の規定に よる改正後の医薬 品、 医療機器等の

本無無国点る金金がかななをみのななををなななををなななとをなななとをなななとをなななとのななな<

 十七百日

 へ。)
 十万五

 ごの場合を除し、
 (く及びこに勘数当を行う場合

 十二無菌困業品の

✓ 医薬品の製造 方十十八百円が除く。) 回 1に移げる場合 である(く及び 薬品の製造を行 医薬品以外の医→に規定する

(1) に掲げる 等のなを行い。 上毎のうち包装

計画 一	四限所場保製 千くげう包製 千くげつ製の医 五除に場品 定にるる性医子る行うの工 二 千るが合管造医五。る場装造医人。るへ造医薬イ干く掲合の無め、場審確薬五。う登み程医 三日 一日 三日 三日 </th <th></th> <th></th>		
百八十五の四~百八十		<u> </u>	
		- - - - - - - - - -	
	室	一部を改正する法 に関する法律等の び安全性の確保等 の品質、有効性及 薬品、医療機器等 百九十三の十八 医 略	

な頃 番		本面	
型の 国の 国 国 国 国 国 国 国 国	型	車の関数 日 の 第 に 行 七 年 上 に 立 を 国 を 正 と ら 頃 所 記 を 正 と ら 頃 所 記 園 を 正 を に い ら 頃 所 記 園 を 正 を に い 回 配 を 国 を 正 を に い 回 を は 国 を に い の 国 を は と は の ま な の を と 起 第 及 の 作 と が の 本 と た 説 の な と と 題 第 の か の 第 条 年 器 の た る で に 二 寸 年 配 め あ が が で に 一 寸 年 配 め あ か が で に 二 寸 年 配 め を を の ま た が の 薬 に 法 る り 第 法 の 等 を を と な の 第 に 説 る り 第 法 の 等 を を と 図 の 第 に 図 を を と の 第 に 図 を を と の 第 に 図 を 図 を 図 を 図 を 図 を 図 を 図 を 図 を 図 を 図	4
	1		盤
編		編	

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す第二条 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 圧
別表第一(第二条、第三条、第五条関係)	別表第一(第二条、第三条、第五条関係)
事 務 倒	華
一~ 一~ 一	一~ 一~ 一~ 一~ 一
品質、有効性及び 品、医療機器等の 百七十六の二 医薬 一万千円	

(16)

大十三三号。以下こ の項、百八十五の 二の項、百八十五 の三の項、百九十 三の十八の項及び 百九十三の十九の 項において「法」 という。) 附則第 十二条第九項の規 定により行うこと ができることとさ れる医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性の 確保等に関する法 律等の一部を改正 する法律の一部の 施行に伴う関係政 今の整備等に関す る政令(令和三年 政令第一号) 第一 条の規定による改 医薬品、医 正後の医薬品、医 療機器等の品質、 療機器等の品質、 有効性及び安全性 有効性及び安全性 の確保等に関する の確保等に関する 法律施行令第八十 法律施行令第八十 条第二項第三号の 条第二項第三号の 規定に基づく法第 規定に基づく 二条の規定による 改正後の医薬品、 医療機器等の品 医療機器等の品 質、有効性及び安 質、有効性及び安 全性の確保等に関 全性の確保等に関 する法律第十三条 する法律第十三条 の二の二第一項の の二の二第一項_ 規定による医薬 品、医薬部外品又 は化粧品の製造工 程のうち保管のみ を行う製造所の登 録の申請に対する 録の申請に対する 審查 審查 - 医薬品の製造工 百八十一の三 医薬 品、医療機器等の 程のうち保管のみ 品質、有効性及び を行う製造所の登 安全性の確保等に 録の更新の申請に 係る審査 ニアチ 関する法律施行令 第八十条第二項第 田里什 20 医薬部外品の製 三号の規定に基づ く医薬品、医療機 造工程のうち保管 器等の品質、有効 のみを行う製造所 性及び安全性の確 の登録の更新の申

申請に対する審査 所の登録の更新の 御のみを行う製造 製造工程のうち保 外品又は化粧品の 6医薬品、医薬部 第四項の規定によ 第十三条の二の二	The Arabic Ar	_		
認通機又 指一線 及 等 医 号 中 八 中 中 を 及 等 医 号 ら い は に が ら 薬 の 及 十 今 中 館 所 所 が の 薬 の 及 十 ら 性 が ま か ま り ま か ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま			昭項製又規十等及等医号号八寸全質医八 のの造は定回にびの薬の及十る性、療十十十一 時のに条別安品品規び条法の有機三 請部売薬上第1年全質、定第第律確効権 に変の部る十る性、医に二一施保性器 対関承外医三法の有療基項項行等及等 すの認品薬項律確効機づ第第合にびの品 る承事の品の第4件器く五一第関安品、	4
へに 適所に十合て条十等及等 の中で がに から を を を を を を を を を を を を を を を を を を	ン		くに適医に十合て条 十等及等医与八寸全質医八 ・褐合薬よ糸む準第回にびの薬の十る性、療十 では一部の第。用十条関安品品規条法の有機因 る調外医一(十三第寸全質、定第伸離効 も 配品 薬 項 又 る 項 七 る性、 医 に 二 施 保 件 審 の こに 品 の は 場に 項 決 の 有 療 基 通 行 等 及 等 を 次 係 又 規 第 合 む (

	2		う色製 九除に(製の医 七合 場品 金れの に出医 五 場接造医千く掲へ造医薬イ万を 合の無額で区次係用薬略 コ 合等工業人。げ及を薬部に五除に(製菌 れ分にるの部 日 の程部百つるび行部外規千く掲へ造医 次に掲述医外 万 みの 日 あの外日 場二う外品定七。げ及 を薬ににげ合薬品	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		TP回 	
全性の確保等に関質、有効性及び安質、有効性及び安医療機器等の品百八十五 医薬品、	次に掲げる場合定期の適合性調査用の医薬品に係る 医薬品に係る 大幅出	全性の確保等に関質、有効性及び安質、有効性及び安医療機器等の品百八十五 医薬品、	次に掲げる場合定期の適合性調査用の医薬品に係る 医薬品で保育出 と 医薬品では輸出	

する法律施行令第 八十条第二項第七 号の規定に基づく 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律第 十四条第七項又は 第八十条第一項の 規定による医薬品 又は医薬部外品に 係る適合性調査 (これらの項に規 定する期間を経過 するごとに受ける ものに限る。)

金額れぞれ次に定めるの区分に応じ、そ

长 盤

 する法律施行令第 八十条第二項第七 号の規定に基づく 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律第 十四条第七項又は 第八十条第一項の 規定による医薬品 又は医薬部外品に 係る適合性調査 (これらの項に規 定する期間を経過 するごとに受ける ものに限る。)

金額れぞれ次に定めるの区分に応じ、そ

製造を行う場合
・無菌医薬品の

今 等のみを行う場 工程のうち包装 八 医薬品の製造

合計額じて得た額とのる品目の数を乗大百円に申請すた

品の製造を行うイ 無菌医薬部外

	本	1
	留	う関係政令の整備 の一部の袖行に半 部を改正する法律 関する法律等の一 安全性の確保等に 品質、有効性及び 品質、有効性及び ととされる 医薬酸器等の とことができるこ 可の規定によった 国第十二条第十一 前の共生にのに 法附

	Idia I III o S/ /- InD
	<u> </u>
医療機器等の品	
質、有効性及び安一	
全性の確保等に関	4世の権保等に国
する法律施行令第	かる法律指行令無
八十条第二項第七	< 十
号の規定に基づく	中の規定に基づく
<u> </u>	
	- よ <u>ら</u> な に が の 医 薬
品、医療機器等の	品、 医療 義 器 掛 の
品質、有効性及び	品質、有効性及び
安全性の確保等に	
関する法律第十四	
<u> </u>	
	11 1/1/ 2 1 14#/1 1 H / 2
定による医薬品又	
は医薬部外品に係	
る適合性調査	
, (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
石八十五の三 帰	
	三年十二条年十二
	~ とことができるこ
	<u> </u>
	<u></u>
	品、 医 機
	品質、有効性及び
	<u> 6 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</u>
	<u>い</u>
14/1 14/1 14/1	
₩咄′	
医療機器等の品	医療機器等の品
質、有効性及び安	質、有効性及び安
全性の確保等に関	
予る法律権行令策	トの浜無점に企業
号の規定に基づく	
<u>→ </u>	
	- Lob 区域 区域 区域 区域 区域 区域
品、医療機器等の	品、困療機器等の
品質、有効性及び	品質、有効性及び
女会性の 権保 等に	
関する法律第十四	関する法律第十四
<u>徐の七の二年三国</u>	
の規定による医薬	
日文は	
に係る適合性確認	
	の申請に対する審 適合性確認
に係る適合性確認	

する審査		 	
百九十三の二・百九十	III & A	百九十三の二・百九十	II 留
に 計 療 型 が 対 対 が が が の の の の の の の の の の の の の	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	に 計 が 計 が 可 が 可 が 可 が 可 が の 固 等 の 世 が の 固 等 の 世 の に か の で の に の に の に の に の に の は の に の は の に の す の に の す か に の す か に の す か に の す か に の す か に の ま の に の す か に の す か に の す か に の ま の に の す か に の す か に の ま の に の す か に の ま の に の ま の は が の は か に の ま の は が の は か に の ま の は が の は か に の ま の は の は の は の は の は の は の は の は	~ ~
請は修療項(第)保住器へ四第関安品品 に追理機の四等及等医与八寸全質、十 対加区器規十にびの薬の十る性、医三 すの分の定条関安品品規条法の有療の る許の修にのす全質、定第律確		講は修療項無保性器へ回籍関次品品機の回等及等医や八十年配置機の回等及等医や八十年配子中の分の記条関次品品組条法の作業の中の作り。主の修にの十名は、関次品品組条法の有類にある。主の作、医に正断には、の一、医、医に正断、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医、医	盘
百九十三の五の二 略		百九十三の五の二 略	
香の売年の回報及等に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a	番別の を を を を を を を を を を を を を	星

百九十三の六~百九十三の十一 略	
□証の書換え ◇〈薬局開設の計 第一項の規定に基 施行令第二条の三 保等に関する法律 性及び安全性の確 器等の品質、有効 医薬品、医療機	「証の書換え でく薬に開設の計 第一頃の現定に基 施行令第一条の五 保等に関する法律 性及び安全性の確 器等の品質、有効 医薬品、医療機 百九十三の十一の二 略
「証の再交付で薬に開設の計解」項の規定に基準・項の規定に基準に合第二条の四項等に関する法律性及び安全性の確認等の品質、有効とは、医療機をは、医療機	「証の再交付で薬品開設の計算」の規定に基 第一項の規定に基 施行令第一条の六 保等に関する法律 性及び安全性の確 器等の品質、有効 医薬品、医療機 百九十三の十一の三 略
連携薬局の認定証 万は専門医療機関 万は専門医療機関 万く地域連携薬局 万〜地域連携薬品 海行令第二条の八 海行令第二条の八 投及び安全性の確 世及び安全性の確 路等の品質、有効 医薬品、医療機 日九十三の十一の四 二千円	
の再交付 毎数楽局の認定証 又は専門医療機関 グン地域連携薬品 第一頃の規定に基 梅行今第二条の九 保等に関する法律 性及び安全性の確 路等の品質、有効 路楽品、医療機 日九十三の十一の五	
基づく医薬品、医 四第一項の規定に 個行令第十六条の 個行令第十六条の 保等に関する法律 性及び安全性の確 器等の品質、有効 器等の品質、有効 医薬品、医療機 コール十三の十一の六	

品の製造工程ので 薬館を品とは七葉 地でくと 一角の現金と 強に一角の現金と 一角の現金と 一角の現金と 一角のは 一角の 一角のは	
温の書換え 記載でく基準確認 過行令第一項の現在 選等に関する法律 世及び女全性の確 日本方数 医薬品、医療機 百九十三の十一の人 製造所に係る路線 日本な	
証の再交付 に基づく基準確認 の五第一項の現住 施行令第二十六条 保等に関する法律 性及び安全性の確 器等の品質、有効 医薬品、医療機 百九十三の十一の九	
	- 頂の認定の申請 で種様な失めこ第 - 作物性及び安全性 - 有物性及び安全性 - 正後の医薬品、医 - 一方となる。 - シンとれる法第二 - タリンができるこ - ランとなるによった。 - ランとなるによった。 - ランとなるによった。 - ランとなるによった。 - ランとなるには、 - ランとなるには、 - ランとなるには、 - ランとなるには、 - ラースをあるには、 - フトラックでは、 - フトラックには、 - フトリーのは、 - フトトローとは、 - フトローとは、 - フトトローとは、 - フトトローとは、 - フトローとは、 - フトロ

に対する審査 百九十三の十九 法 一万千円 頃の規定により行 うことができるこ ととされる法第二 条の規定による改 正後の医薬品、医 療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する 法律第六条の三第 一項の認定の申請 に対する審査 石九十四~五百十七 略 百九十四~五百十七 略 羅 格 編巻 路

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す一号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

別表第二 (第二条関係)

一~二十九 略

活得げるもの 施行のための規則に基づく事務のうち、次の項において「省令」という。) 及び法の 別(昭和三十六年厚生省今第一号。以下こう。) 医薬品、医療機器等の品質、有効 予。以下この頃において「政令」とい の法律施行令(昭和三十六年政令第十一 の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を の品質、有効性及び安全性の確保等に関す で「法」という。) 医薬品、医療機器等 工年法律第百四十五号。以下この頃におい び安全性の確保等に関する法律(昭和三十 に対いた「政令」とい

- 証の交付 の申請の受理等及び当該認定に係る認定 」 、法第六条の二第一項の規定による認定
- る認定証の交付の更新の申請の受理等及び当該認定に係の更新の申請の受理等及び当該認定に係[] 法第六条の二第四項の規定による認定
- 証の交付○申請の受理等及び当該認定に係る認定○ 法第六条の三第一項の規定による認定
- 回 法第六条の三第五項の規定による認定

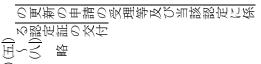
別表第二 (第二条関係)

| ~| | 十七 略

う。) 号。以下この項において「政令」といる法律施行令(昭和三十六年政令第十一の品質、有効性及び安全性の確保等に関すて「法」という。)、医薬品、医療機器等工年法律第百四十五号。以下この項においび安全性の確保等に関する法律(昭和三十三十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及

及び法の

に掲げるもの施行のための規則に基づく事務のうち、次



州 法<u>第三十五条第四項ただし書</u>の規定に よる許可の申請の受理等

→ → 世 盤

十六 政令第二条の八第一項の規定による 認定証の交付の申請の受理等及び当該認

十七 政令第二条の九第一項の規定による 認定証の交付の申請の受理等及び当該認 定証の交付

十八 政令第二条の九第三項の規定による 認定証の返納の受理等

の返納の受理等

二十四 省令第十六条の三第一項の規定に よる届出の受理等

11十旧 容

川十6川・川十1 器

<u>五</u> 法<u>第三十五条第三項ただし書</u>の規定に よる許可の申請の受理等

法第三十八条第一項において準用する 法第十条の規定による届出の受理等

型~丁二 盤

-111~-11

+1 盎

111十011・111十1 器

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行す $^{\circ}$

(文書学事課)

栃木県条例第四十七号

栃木県県祝条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す ω_{\circ}

> 奺 111 溪 菼 出 淵

(事業税の納税義務者等)

第五十四条 法人の行う事業に対する事業税 は、法人の行う事業に対し、汝の各号に掲げ る事業の文分に応じ、当該各号に定める額に より、その法人に課する。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三 十九年法律第百七十号) 第二条第一項第二 号 (定義) に規定する小売電気事業 (これ に準ずるものとして法施行規則第三条の十 四第一項に規定するものを含む。第五十六

(事業税の納税義務者等)

第五十四条 法人の行う事業に対する事業税 は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げ る事業の文分に応じ、当該各号に定める額に より、その法人に課する。

|・|| 盗

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三 十九年法律第百七十号) 第二条第一項第二 号(定義)に規定する小売電気事業(これ に準ずるものとして法施行規則第三条の十 四第一項に規定するものを含む。第五十六

(30)

業」という。) 次に掲げる法人の区分に 三項及び第三項において「特定卸供給事 に規定する特定卸供給事業 (第五十六条第 う。) 及び同法第二条第一項第十五号の三 及び第三項において「発電事業等」とい に規定するものを含む。第五十六条第二項 ものとして法施行規則第三条の十四第二項 四号 に規定する発電事業 (これに準ずる 条第二項及び第三項において「公式電車等」

∠・ロ 路

22~4 格

(法人の事業税の税率)

第五十六条 俗

- じて得た金額とする。額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等
- それぞれ当該各号に定める金額とする。額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の。 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電

| • | | 容

4 器

(免税軽油の引取りの特例)

証に記名しなければ ならない。ら免税軽油の引取りを行うときは、当該免税税証に記載された販売業者以外の販売業者か続)の場合において、免税軽油使用者は、免生項ただし書(軽油引取税に係る免税の手第百二条の二十五 法第百四十四条の二十一第

及び第三項において「発電事業等」といに規定するものを含む。第五十六条第二項ものとして法施行規則第三条の十四第二項十四号に規定する発電事業(これに準ずる業等」という。)及び同法第二条第一項第条第二項及び第三項において「小売電気事

次に掲げる法人の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 器

27~4 路

(法人の事業税の税率)

第五十六条 弱

- じて得た金額とする。額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の等。 を除く。)、ガス供給は 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業
- それぞれ当該各号に定める金額とする。額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、電事業等 に対する事業税の 電気供給業のうち、小売電気事業等 図び発

| • | | ~ |

4 器

(免税軽油の引取りの特例)

証に記名し、及び押印しなければならない。ら免税軽油の引取りを行うときは、当該免税税証に記載された販売業者以外の販売業者か続)の場合において、免税軽油使用者は、免と項ただし書(軽油引取税に係る免税の手第百二条の二十五 法第百四十四条の二十一第

室 三

- の日から施行する。1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第百二条の二十五の改正規定は、公布1
- に係る法人の事業税については、なお従前の例による。行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度2 改正後の第五十四条第一項第三号並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は、この条例の施

(院簽課)

栃木県条例第四十八号

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す栃木県県営住宅条例(平成九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	以 旧 洭
1~C 盤 室	1~c 盤 室

(週疎地域等における入居者資格の特例)

条件を具備する者とみなす。がない場合においても、同条第一項第一号のが、現に同居し、又は同居しようとする親族いては、当該県営住宅に入居しようとする者く。)に係る新条例第四条の規定の適用につ別で定める地域内の県営住宅(改良住宅を除第二条第一項に規定する過疎地域その他の規関する特別措置法(令和三年法律第十九号)。当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に

(週疎地塚等における入居者資格の特例)

(平成十二年法律第十五号) ら 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法

条件を具備する者とみなす。がない場合においても、同条第一項第一号のが、現に同居し、又は同居しようとする親族いては、当該県営住宅に入居しようとする者よ。)に係る新条例第四条の規定の適用につ則で定める地域内の県営住宅(改良住宅を除第二条第一項に規定する過疎地域その他の規

室 三

この条例は、公布の日から施行する。

(供金器)